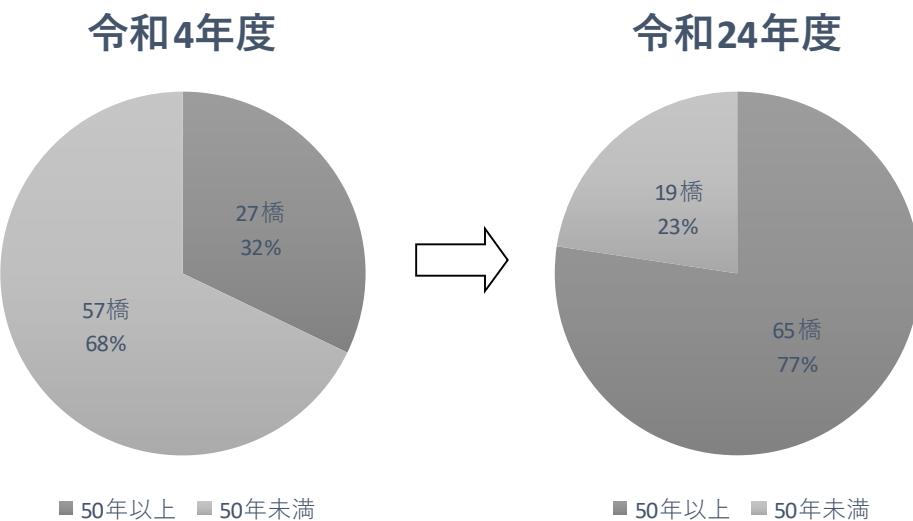


# 橋梁個別施設計画（令和5年3月）

## 1. 背景

本市には令和5年3月末現在、橋長2m以上の橋梁が84橋ある。架設年度の古いものが多く、20年後には架設後50年を経過するものが半数以上となる現状であり、今後の維持管理・補修事業が非常に懸念される状況である。



## 2. 点検、修繕等の現状

平成24年度に橋長15m以上、更新費用と比較し修繕費が経済的となること、地震発生時に通行を確保するなどを条件に26橋を遠方目視により点検し、橋梁長寿命化修繕計画を策定した。その後、平成24年に起きた笹子トンネル天井板崩落事故をきっかけに、道路法の改訂がされ、5年に1回の近接目視を基本とする点検及び健全性の診断結果4つに区分された。「橋梁点検要領（案）（愛知県建設部道路維持課）H27.3」も改訂され、本市はこの要領に基づき、平成27年度より近接目視による橋梁定期点検を実施している。

## 3. 目的

今後、限られた人員・予算の中、従来どおりの「事後保全型の維持管理」では、修繕費用が膨大になり適切な維持管理が困難となることが想定される。そこで、「事後保全型の維持管理」から損傷が軽微なうちに修繕などを行う「予防保全型の維持管理」への転換を図り、維持管理にかかるコストの縮減を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保、効率的な維持管理を行なうために必要な情報を得ることを目的とする。

#### 4. 対象施設・計画期間

本計画は、本市が管理する橋長 2 m 以上の橋梁 84 橋（別表 橋梁個別施設計画 参照）を対象とし、計画期間は、次期点検サイクルの最終年度となる令和 10 年度までとする。

計画は、毎年度の点検結果や修繕の実施状況に応じて、適宜見直しを行い更新するものとする。

#### 5. 健全性の把握に関する基本方針（判定区分）

道路橋梁の点検については、道路法施行規則（平成 26 年 3 月 31 日交付、7 月 1 日施行）により 5 年に 1 度の頻度で定期点検を実施することが義務化され、近接目視が原則義務化された。健全性の診断については、下記表の判定区分により実施する。

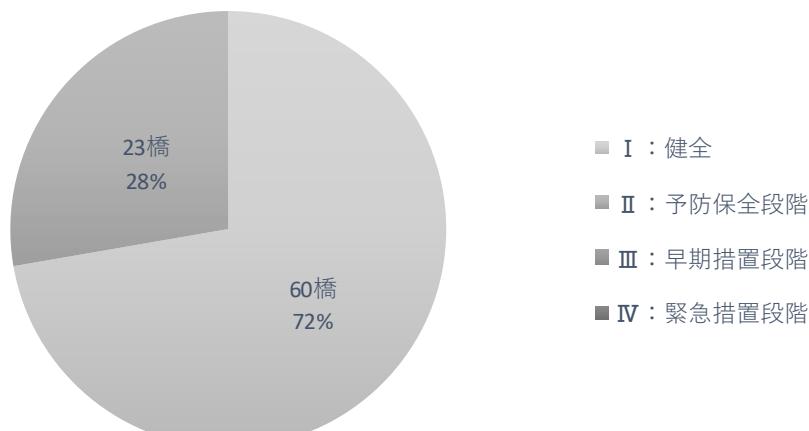
表 判定区分

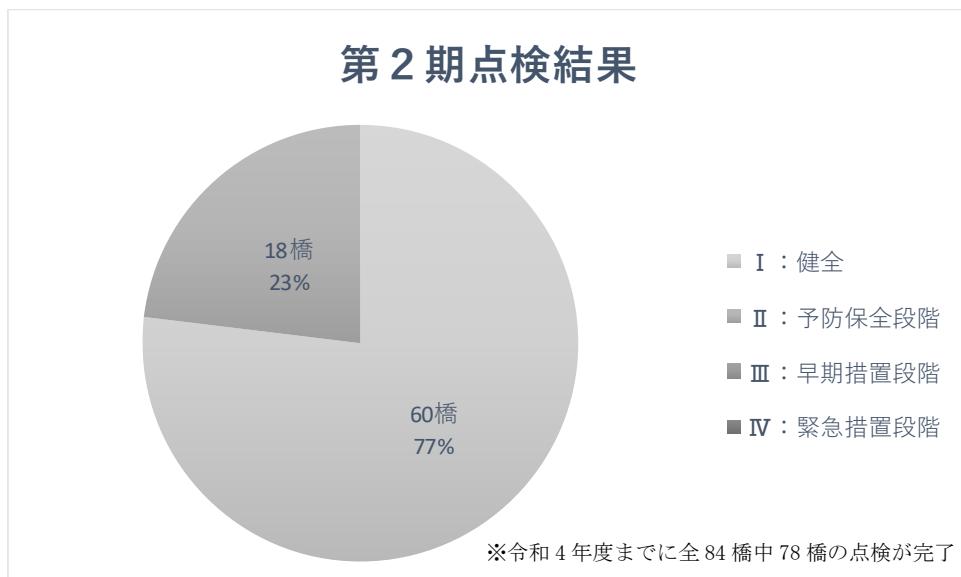
区分		内 容
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

#### 6. 点検の現状

平成 27 年度から平成 30 年度までの間に実施した第 1 期点検時および、第 2 期点検においても令和 4 年度までに点検が終了した 78 橋については、健全度 I および II という診断結果を得ている。

#### 第 1 期点検結果





## 7. 老朽化対策における基本方針

メンテナンスサイクル（①点検→②診断→③措置→④記録）を構築し、事後保全型の維持管理から損傷が軽微なうちに修繕などを行う予防保全型の維持管理を推進することで施設の長寿命化（老朽化対策）を図る。

メンテナンスサイクル

①点検	5年に1度、近接目視による検査の実施
②診断	点検結果を基に橋梁の健全性を判断
③措置	点検、診断結果に基づき修繕を実施
④記録	点検、診断、措置の結果をとりまとめる

## 8. 優先順位の考え方

点検結果に基づき、今後見込まれる修繕等に必要な費用を把握したうえで優先順位をつけ計画的に対策を実施していくことが重要である。優先順位については、橋梁の健全度、緊急輸送道路との接続状況、市民生活への影響等を総合的に判断し決定するものとする。

## 9. 新技術の活用方針

維持管理に係るコスト縮減を図るため、点検計画や修繕設計を実施する際は、点検の効率やライフサイクルコストの縮減を目的とし、新技術の活用を検討する。効率性、コスト面等で有利であると判断された場合には、積極的に新技術を活用する。

## 10. 費用の縮減に関する具体的な方針

- ・予防保全型の修繕により、ライフサイクルコストの縮減を図る。

- ・点検や修繕を実施する際は、新技術を活用した手法と比較検討しコスト縮減を図る。
- ・健全度が悪化した橋梁については集約・撤去が可能か検討し、可能と判断された場合には統廃合を進め、更新時期を迎えるまでに必要となる費用の縮減を図る。